

眠っている空き地ありませんか？

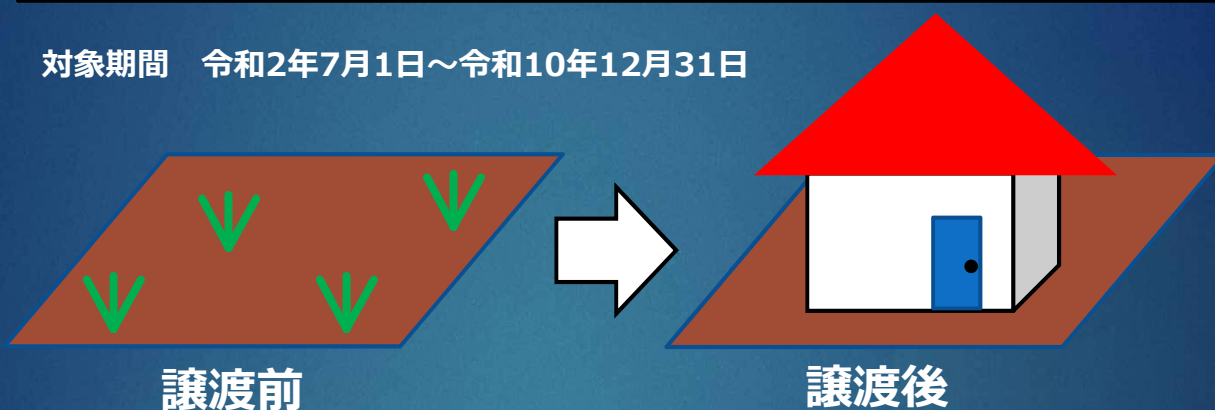
低未利用土地の譲渡に係る 100 万円控除制度について

要件、低未利用土地等、利用方法等の詳細については、下記国土交通省ウェブサイトをご覧ください。

国土交通省「土地の譲渡に係る税制」

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000074.html

対象期間 令和2年7月1日～令和10年12月31日



新たな特例措置の概要

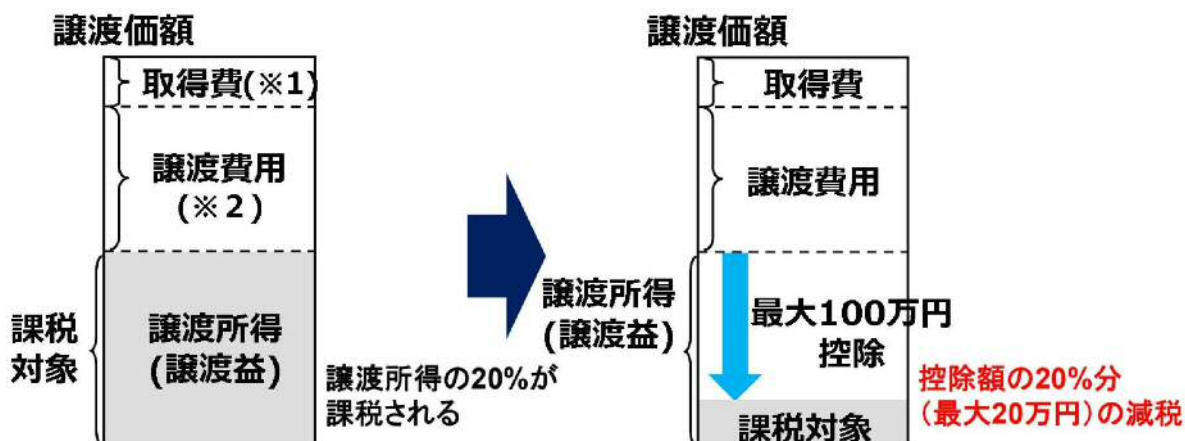
- ・土地とその上物の譲渡の対価の額の合計が500万円以下
- ・都市計画区域内の低未利用土地等 (令和5年1月1日以降の譲渡で市街化区域の場合は800万円以下)

※譲渡前に低未利用であること及び譲渡後に買主により利用（※）されることについて市区町村が確認したものに限り。

（※）宅建業者が空き家となっている中古住宅を買い取って、一定の質の向上をはかるリフォームを行った後売却する（買取再販）場合も含む。

の要件を満たす取引について、売主の**長期譲渡所得から最大100万円控除**。

特例適用イメージ



【低未利用土地等確認書の発行について】 問合せ先 一宮市まちづくり部都市計画課
TEL 0586-28-8632